

○総務省告示第百八十号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年五月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

附則

[1～3 略]

4 この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第三項第二号の表3の項中アにおける周波数範囲は、設備規則別表第三号において不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち上限と下限をそれぞれ次の表に規定する周波数範囲とすることができる。

基本周波数帯の範囲	下限	上限
[略]	[略]	[略]
13GHzを超え50GHz以下	30MHz	第2次高調波
50GHzを超えるもの	30MHz	100GHz

[注1・注2 略]

備考 表中の [] の記載は省略する。

改正前

附則

[1～3 同左]

4 [同左]

基本周波数帯の範囲	下限	上限
[同左]	[同左]	[同左]
13GHzを超え150GHz以下	30MHz	第2次高調波
150GHzを超え300GHz以下	30MHz	300GHz

[注1・注2 同左]